

京都府	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称		問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
					21	19	15				26					
26	100	京都市	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当	1	2	1	1	京都市男女共同参画推進条例	2003年12月26日	2003年12月26日		第5次京都市男女共同参画計画	2021年10月 ~ 2026年3月	0	1	
26	201	福知山市	地域振興部人権推進室	1	2	1	1	福知山市男女共同参画推進条例	2006年9月27日	2006年10月1日		第4次福知山市男女共同参画計画(はばたきプラン2021)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	202	舞鶴市	人権啓発推進課	1	1	1	1	舞鶴市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」(第3次)	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
26	203	綾部市	人権啓発推進室人権推進課	1	1	1	1	綾部市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第4次綾部市男女共同参画計画「あいプラン」	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
26	204	宇治市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇治市男女生き生きまちづくり条例	2004年10月8日	2004年12月7日		宇治市男女共同参画計画 第5次UJIあさぎりプラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
26	205	宮津市	市民環境部市民環境課	1	2	1	1				0	宮津市男女共同参画基本計画～ウィンドプラン2017～	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
26	206	亀岡市	人権啓発課	1	2	1	1	亀岡市男女共同参画条例	2002年12月25日	2003年4月1日		ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	207	城陽市	市民活動支援課	1	2	1	1	城陽市男女共同参画を進めるための条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
26	208	向日市	広聴協働課	1	2	1	1	向日市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次向日市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	1	1	1	1	長岡京市男女共同参画推進条例	2010年9月27日	2010年10月1日		長岡京市男女共同参画計画第7次計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
26	210	八幡市	市民生活部人権政策課	1	2	1	1	八幡市男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日		八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅲ	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1	
26	211	京田辺市	市民部人権啓発推進課	1	2	1	1	京田辺市男女共同参画推進条例	2010年9月29日	2010年10月1日		第3次京田辺市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	212	京丹後市	市民課	1	2	1	1	京丹後市男女共同参画条例	2011年7月1日	2011年7月1日		第二次京丹後市男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
26	213	南丹市	人権政策課	1	2	1	1	南丹市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日		第2次南丹市男女共同参画行動計画	2019年3月 ~ 2029年3月	1	1	
26	214	木津川市	人権推進課	1	2	1	1	木津川市男女共同参画推進条例	2007年3月12日	2007年3月12日		第2次木津川市男女共同参画計画～キラリさわやかプラン～	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	303	大山崎町	生涯学習課	2	2	0	0				0	大山崎町第4次男女共同参画計画～みとめ愛プラン～	2023年4月 ~ 2029年3月	1	1	
26	322	久御山町	総務部総務課	1	2	1	1				0	久御山町レインボウプラン(第3次男女共同参画プラン)	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
26	343	井手町	井手町教育委員会 社会教育課	2	2	1	0				0	井手町男女共同参画プラン(井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
26	344	宇治田原町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次宇治田原町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
26	364	笠置町	総務財政課	1	2	0	0				0				0	0
26	365	和束町	人権啓発課	1	2	0	0				0				0	0
26	366	精華町	人権啓発課	1	2	1	1	精華町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年10月1日		精華町第2次男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
26	367	南山城村	税住民福祉課	1	2	0	0				0				0	0
26	407	京丹波町	健康福祉部住民課	1	2	1	1				0	京丹波町第2次男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
26	463	伊根町	住民生活課	1	2	0	0				0				0	0
26	465	与謝野町	住民税務課	1	2	1	0				0	みんなの和づくりプラン第2次与謝野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2028年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			12									1	11	11	1	0	11	1	0
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	ウイングス京都	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町26番地	075-212-7490	075-212-7460	https://www.wings-kyoto.jp/		○		○					○	
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター		620-0035	福知山市字内記100番地	0773-24-7022	0773-23-6537	https://www.city.fukuchiya.ma.lg.jp/soshiki/6/		○	○					○		
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	フリアス舞鶴	625-0087	京都府舞鶴市字余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)	0773-65-0055	0773-65-0055	https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007538.html		○	○					○		
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	あいセンター	623-0016	綾部市西町一丁目49-1 I・Tビル5階	0773-42-2030	0773-42-2030	http://www.city.ayabe.lg.jp/aicenter/index.html		○	○					○		
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	ゆめりあ うじ	611-0021	宇治市宇治里尻5-9	0774-39-9377	0774-39-9378	https://www.city.uji.kyoto.jp/		○	○					○		
26	205	宮津市																	
26	206	亀岡市																	
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	ぱれっとJOYO	610-0121	京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	0774-54-7545	0774-55-5601	http://www.city.joyo.kyoto.jp/		○	○					○		
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	あすもあ	617-0002	京都府向日市寺戸町中ノ段16番地の7	075-963-6532	075-963-6517	https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/jyosei_katuyaku/index.html	○		○					○		
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	“いこ～る”プラス	617-0833	京都府長岡京市神足2丁目3番1号長岡京市立総合交流センター6階	075-963-5501	075-963-5521	https://www.city.nagaokakyo.lg.jp		○	○					○		
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム		614-8073	八幡市八幡軸63番地	075-983-1784	075-983-4545	http://www.city.yawata.kyoto.jp/category/5-3-2-0-0.html		○	○					○		
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	ポケット	610-0334	京田辺市田辺中央5丁目2番地1 アル・プラザ京田辺2階	0774-65-3709	0774-65-3709	https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000005375.html		○	○					○		
26	212	京丹後市	京丹後市女性センター		627-0012	京都府京丹後市峰山町杉谷868番地	0772-69-0210	0772-62-6716			○	○					○		
26	213	南丹市																	
26	214	木津川市	木津川市女性センター		619-0223	京都府木津川市相楽台4丁目3番地	0774-72-7719	0774-72-1399	http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6, 440, 40, 181, html		○	○					○		
26	303	大山崎町																	
26	322	久御山町																	
26	343	井手町																	
26	344	宇治田原町																	
26	364	笠置町																	
26	365	和束町																	
26	366	精華町																	
26	367	南山城村																	
26	407	京丹波町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他			
26	463	伊根町																
26	465	与謝野町																

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

京都府

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			12					11	11	11	11	8	11	6	1	6	
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	1994年4月1日	12	14	68,231	○	○	○	○	○	○	○		○	保育事業、女性の防災リーダー育成事業
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター	2015年8月1日	14	5	4,367	○	○	○	○	○	○			○	
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	2001年3月10日	0	2	3,289	○	○	○	○		○				
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	1998年12月1日	2	2	8,150	○	○	○	○	○					
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	2003年4月16日	2	5	18,324	○	○	○	○	○	○			○	市民企画事業、女性問題アドバイザー派遣など
26	205	宮津市			0	0	0										
26	206	亀岡市			0	0	0										
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	2006年4月1日	2	4	14,108	○	○	○	○	○	○			○	
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	2018年7月9日	0	4	11,114	○	○	○	○	○				○	コワーキングスペースの貸し出し、飲食業やインストラクター業等を希望する女性へのチャレンジスペースの提供
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	2005年4月18日	3	3	5,889	○	○	○	○	○	○			○	出前ミーティング
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム	2009年6月5日	1	2	2,381	○	○	○	○		○				
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	2006年9月1日	1	3	4,620	○	○	○	○		○				男女共同参画団体等との協催事業
26	212	京丹後市	京丹後市女性センター	2007年5月1日	0	0	0										
26	213	南丹市			0	0	0										
26	214	木津川市	木津川市女性センター	1986年4月1日	2	3	6,097	○	○	○	○	○					自主サークル支援、健康講座
26	303	大山崎町			0	0	0										
26	322	久御山町			0	0	0										
26	343	井手町			0	0	0										
26	344	宇治田原町			0	0	0										
26	364	笠置町			0	0	0										
26	365	和束町			0	0	0										
26	366	精華町			0	0	0										
26	367	南山城村			0	0	0										
26	407	京丹波町			0	0	0										
26	463	伊根町			0	0	0										
26	465	与謝野町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)															
			問7-2			宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち		
			宣言年月日	宣言名称				女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)	
				1			15	1	6.7	22	1	4.5	11	0	0.0	8	0	0.0	2,625	268	10.2	
26	100	京都市					1	0	0.0	3	0	0.0										
26	201	福知山市					1	0	0.0	2	0	0.0							326	1	0.3	
26	202	舞鶴市					1	0	0.0	0	0								365	16	4.4	
26	203	綾部市					1	0	0.0	1	0	0.0							193	6	3.1	
26	204	宇治市					1	1	100.0	1	0	0.0							559	158	28.3	
26	205	宮津市					1	0	0.0	1	0	0.0							102	2	2.0	
26	206	亀岡市					1	0	0.0	2	1	50.0							23	0	0.0	
26	207	城陽市					1	0	0.0	2	0	0.0							126	27	21.4	
26	208	向日市					1	0	0.0	2	0	0.0							8	0	0.0	
26	209	長岡京市					1	0	0.0	2	0	0.0							56	9	16.1	
26	210	八幡市					1	0	0.0	1	0	0.0							48	10	20.8	
26	211	京田辺市					1	0	0.0	1	0	0.0							50	2	4.0	
26	212	京丹後市					1	0	0.0	2	0	0.0							223	1	0.4	
26	213	南丹市					1	0	0.0	1	0	0.0							177	2	1.1	
26	214	木津川市					1	0	0.0	1	0	0.0							33	1	3.0	
26	303	大山崎町											1	0	0.0	0	0		59	21	35.6	
26	322	久御山町	2004年10月31日	久御山町男女共同参画都市宣言	2								1	0	0.0	1	0	0.0	38	8	21.1	
26	343	井手町											1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0	
26	344	宇治田原町											1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
26	364	笠置町											1	0	0.0	0	0		6	0	0.0	
26	365	和束町											1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
26	366	精華町											1	0	0.0	1	0	0.0	42	4	9.5	
26	367	南山城村											1	0	0.0	0	0		10	0	0.0	
26	407	京丹波町											1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0	
26	463	伊根町											1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0	
26	465	与謝野町											1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0	

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他







調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
							問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
								議 会 名																	
							20	1の合計	26	0	25				0					24	24	24	24	25	17
							2	2の合計	0	12	1				26					2	2	2	2	1	3
							0	3の合計	0	11					0					0	0	0	0	0	0
							5	4の合計	0	3					0					0	0	0	0	0	3
26	100	京都市					1	京都市職員旧姓使用取扱要綱	京都市会	1	4	2			2					2	2	2	2	1	
26	201	福知山市					1	福知山市職員旧姓使用に関する取扱要綱 目的 第1条 この要綱は、福知山市に勤務する職員であって、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻届」という。)により戸籍上の氏を改めたものが、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する文書等の取扱いについて定めることを目的とする。 (旧姓の使用) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触するおそれなく、かつ、職務上支障が生じるおそれがないものとする。 2 旧姓を使用することができる文書等の例は別表第1、旧姓を使用することできない文書等の例は別表第2のとおりとする。 3 任命権者(市長を除く。)は、旧姓の使用に疑義のある場合は、その都度、市長に協議するものとする。 (承認申請手続) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により所屬長を経て任命権者の承認を受けなければならない。 2 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員については、前項の旧姓使用承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して提出するものとする。 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所屬長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (他の任命権者から承認を受けた職員の取扱い) 第5条 他の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員については、当該承認を受けたことを証明する書類等の写しを所屬長を経て任命権者に提出することにより、任命権者が旧姓使用を承認したものとみなし、前2条の規定による手続きを省略することができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用の承認を受けた職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)により所屬長を経て任命権者に届け出なければならない。 2 旧姓使用を中止した職員は、特段の事情がない限り、再び旧姓の使用の承認を申請することができないものとする。 (責務) 第7条 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用にあたって、常に市民又は職員に誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	福知山市議会	1	3	1			2			1	1	1	1	1	1	1	
26	202	舞鶴市					2	舞鶴市議会会議規則	舞鶴市議会	1	3	1			2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
26	203	綾部市	1	綾部市職員旧姓使用取扱要領(内規) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	綾部市議会	1	3	1	綾部市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
26	204	宇治市	1	宇治市職員の旧姓使用に関する要項 (目的) 第1条 この要項は、職員(再任用を含む一般職の職員及び地方公務員法第3条第3項第3号で定める職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から1ヶ月以内に任命権者に申請してその承認を受けなければならない。また、新規採用された職員は採用日から1ヶ月以内であれば、旧姓の使用を任命権者に申請することができる。 2 前項に定める申請は、「旧姓使用承認申請書」(様式第1号)により行うものとする。 3 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用承認書」(様式第2号)により当該職員及び所属長に通知するものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第3条 前条に定める承認を受けた職員が旧姓を使用する範囲は以下のとおりとする。 (1)旧姓使用を認める範囲 ① 職場での呼称 ② 名札 ③ 出勤表 ④ 庁内で使用する文書への署名捺印 ⑤ 事務分掌表 ⑥ 職員名簿 ⑦ 名刺 ⑧ 市職員として原稿を執筆する場合 (2)旧姓使用を認めない範囲 ① 公権力の行使に関わる場合 ② 税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 ③ 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 ④ 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 ⑤ その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合 (人事異動等の場合の取扱い) 第4条 任命権者は、旧姓使用の承認を受けた職員を人事異動等により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを「旧姓使用通知書」(様式第3号)により通知するものとし、また同一任命権者の事務部局の中で配置替えしたときも、同様に変更した所属の長に通知するものとする。 (旧姓使用者の責務) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、常に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用中止の申請及び承認等) 第6条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項に定める申請は、「旧姓使用中止申請書」(様式第4号)により行うものとする。 3 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用中止承認書」(様式第5号)により当該職員及び所属長に通知するものとする。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。 (その他) 第8条 この要項に定めのない事項で必要なものについては、各任命権者が定める。 附 則 (施行日) 1 この要項は、平成18年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要項の施行日の前に戸籍上の氏を改めた職員は、平成18年4月30日までの間に、第2条第1項に定める申請をすることができるものとする。	宇治市議会	1	2	1	宇治市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
26	205	宮津市	1	宮津市職員服務規程 第7条 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。	宮津市	1	3	1	宮津市議会会議規則 第2条第2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
26	206	亀岡市	1	亀岡市議会	1	3	1	2				1	1	1	1	1	2
<p>亀岡市議員の旧姓使用に関する要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、職員(定年前再任用職員、随時的任用職員及び非常勤職員を含む。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等について定める。 (令2訓令2・令5訓令4・一部改正)</p> <p>(旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、所属長を経て任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項に定める申請は、亀岡市職員の旧姓使用申請書(別記第1号様式)により行うものとする。 3 前項の亀岡市職員の旧姓使用申請書は、亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号、以下「服務規則」という。)第33条に規定する履歴事項の変更届に添えて提出するものとする。</p> <p>(旧姓を使用する範囲) 第3条 前条に定める承認を受けた職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行その他の外部の機関等に支障を及ぼすおそれがある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの構成又は設定に変更が必要となる場合 (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じさせるおそれがある場合</p> <p>(承認の取消) 第4条 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を亀岡市職員の旧姓使用取消通知書(別記第2号様式)により、所属長を経て当該旧姓使用の承認を取り消された職員に通知する。</p> <p>(旧姓使用者等の責務) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民及び他の職員に誤解又は混乱が生じないように努めるとともに、旧姓の使用の承認を受けた場合は、原則として旧姓を使用しなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。</p> <p>(旧姓使用中止の申請及び承認等) 第6条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、所属長を経て任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項に定める申請は、亀岡市職員の旧姓使用中止申請書(別記第3号様式)により行うものとする。 3 前項の亀岡市職員の旧姓使用中止申請書は、服務規則第33条に規定する履歴事項の変更届に添えて提出するものとする。 4 職員は、特段の理由なく旧姓使用の申請と旧姓使用中止の申請を繰り返してはならない。</p> <p>(他の任命権者に届け出た者等の取扱い) 第7条 一の任命権者へ申請した第2条の規定による申請は、他の任命権者に行ったものとみなす。</p> <p>(台帳への記載) 第8条 第2条及び第6条の規定により承認したとき又は第4条の規定により承認を取り消したときは、人事担当課が亀岡市職員の旧姓使用台帳(別記第4号様式)にその旨を記載しなければならない。</p> <p>(他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。</p> <p>(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年訓令第2号) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年訓令第3号) (施行期日) 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。))により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。</p>																	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査						問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								
26	207	城陽市	1	城陽市議会	1	2	1	城陽市会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
26	208	向日市	1	向日市議会	1	2	1	向日市議会会議規則 第2条(欠席の届出) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
26	209	長岡京市	1	長岡京市議会	1	4	1	長岡京市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
26	210	八幡市	1	八幡市議会	1	3	1	八幡市議会会議規則(平成25年八幡市議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
26	211	京田辺市	4	京田辺市議会	1	2	1	京田辺市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
26	212	京丹後市	1	京丹後市議会	1	3	1	京丹後市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)及び出産後8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)にわたる範囲内において、又は妊娠12週未満で流産した場合に1週間の範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
26	213	南丹市	1	南丹市議会	1	2	1	南丹市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第4条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2									

都 市 市	道 区 区	府 町 町	県 村 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																				
						問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
26	214	木津川市	1			木津川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	木津川市議会	1	3	1	木津川市議会議員規則 第2条2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4		
26	303	大山崎町	1			大山崎町職員服務規程 第11条第2項 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、勤務公署において引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)の使用を希望する場合は、旧姓使用申出書(様式第10号)を所屬長に提出しなければならない。	大山崎町議会	1	3	1	大山崎町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
26	322	久御山町	1			久御山町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	久御山町議会	1	2	1	久御山町議会議員規則 第2条 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
26	343	井手町	4				井手町議会	1	2	1	井手町議会議員規則 (欠席の届出)第2条第2項中、「前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」	2								1	1	1	1	1		
26	344	宇治田原町	4				宇治田原町議会	1	2	1	宇治田原町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
26	364	笠置町	4				笠置町議会	1	2	1	笠置町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
26	365	和東町	1			和東町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (義務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の承認申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。	和東町議会	1	3	1	和東町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
26	365	和東町	1	(承認) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の承認通知書を通じた場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の取消し) 第7条 町長は、旧姓使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用取消通知書(様式第4号)により当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附則 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 基準 例 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもの 事務引継書、回覧用紙、起家文書の氏名表示及び押印、決裁に係る押印、休暇等届、出張命令書、復命書、育児休業に関する申請書等、代休簿、時間外勤務事前承認申請書、職務に専念する義務の免除承認願、証明書交付申請書、タイムカード、名札、名刺、職員配置図、事務分担表、社内ネットワークユーザー名 別表第2(第3条関係) 基準 例 1 公務員の身分関係に係るもの 人事記録、法令等に基づく身分証明書、辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、処分関係文書 2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 給与明細書、源泉徴収票、諸手当届、旅費請求書、共済組合関係文書、研修関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、職員互助会関係文書、退職手当関係文書、支出命令書における請求者氏名(請求に係る証拠書類等) 3 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等の法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書																
26	366	精華町	1	精華町職員の旧姓使用に関する事務取扱要領 第1条 この取扱要領は、職員が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。))を使用する場合の手続き等について定める。	精華町議会	1	3	1	精華町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
26	367	南山城村	2		南山城村議会	1	2	1	南山城村議会 (欠席の届出)第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
コ ロ ド	コ ロ ド	村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
26	407	京丹波町	1	京丹波町議会	1	4	1	2	京丹波町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	4
26	463	伊根町	1	伊根町議会	1	2	1	2	伊根町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
コ ロ ド	コ ロ ド	コ ロ ド	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				年度に引き続き翌年度において同一の職種内容の職に任用されるときは、引き続き旧姓を使用することができる。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか職員旧姓使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。											
26	465	与謝野町	与謝野町議会	1	2	1	2	与謝野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							1 1 1 1 1 2

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割														
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17		問12-18	問13	問13-1											
道	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17問12-16で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定を記入してください。												
府	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行わない予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行わない予定もない。	2. 行っていないが、今後、行わない予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行わない予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行わない予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)													
県	村																コ	ロ	シ	ド	名	0	4	6	18	0	0	2
26	100	京都市	4	2	3					1	1	1	2		1	京都地域防災計画 避難所運営に関する男女共同参画の推進(行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室(男女共同参画推進担当)、区役所) 行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室(男女共同参画推進担当)、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、女性が「主体的な担い手」であることの認識の下、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。(引用箇所:京都市地域防災計画「震災対策編」)												
26	201	福知山市	4	4	3					3		3	1		2	福知山市議会議員の旧姓等使用に関する取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、福知山市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、戸籍上の氏名に代えて、旧姓及び通称(以下「旧姓等」という。)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。												
26	202	舞鶴市	4	2	2					2	2	2	4		1	舞鶴地域防災計画(一般災害対策編) 第4節 避難所の開設・運営3 避難所の管理、運営の留意点 (1) 舞鶴市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、舞鶴市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (2) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 一般災害対策編 第3編 災害応急対策計画 また、避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営においては、以下の事項に留意するとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所の運営における女性の参画を推進する。												
26	203	綾部市	4	4	3					3		3	4		2													
26	204	宇治市	4	4	3					3		3	2		2													
26	205	宮津市	4	4	2					2	2	2	4		3													
26	206	亀岡市	4	4	2					2	3	2	2		2													
26	207	城陽市	4	4	3					3		3	2		2													
26	208	向日市	4	2	3					2		3	4		2													
26	209	長岡京市	4	4	3					3		3	2		2													
26	210	八幡市	4	4	3					3		3	2		2													
26	211	京田辺市	4	4	3					3		3	4		2													
26	212	京丹後市	4	4	3					3		3	4		2													
26	213	南丹市	4	4	2					1	2	2	4		2													
26	214	木津川市	4	4	2					2	2	3	4		2													
26	303	大山崎町	4	2	3					3		3	2		2													
26	322	久御山町	4	4	3					3		3	4		2													
26	343	井手町	4	4	3					3		3	2		2													
26	344	宇治田原町	4	4	1			3	パンフレット等の配布	3		3	4		2													
26	364	宮原町	4	4	2					2		2	4		2													
26	385	和束町	4	4	3					1	3	3	4		2													
26	386	精華町	4	4	3					1		3	2		2													
26	387	南山城村	4	4	1			3	啓蒙啓発教材による自己研修	3		3	2		3													
26	407	京丹波町	4	4	3					3		3	2		2													
26	483	伊根町	4	4	3					3		3	4		3													
26	485	与謝野町	4	4	3					3		3	4		2													